社長以下重役會合の席上に於て從業員側代表と會見右要求書に依り交渉、會社側は第二條の給料增額を拒絶し主要な點に於て容易に纏らなかつたが、接衝數刻遂に午後十一時に至り會社側の讓歩に依り左の條件を以つて解決した。

十一、解決狀況

1、解決條項

第一條　容認

第二條　標準賃金以下の者五十二名に對し一人當平均日額五錢を增額すること

第三條　容認

第四條　容認

2、解決後の實施狀況

a、七月一日發表したる改正社則（即日實施）の要點

財團法人 協調會福岡出張所

社團法人 協調會福岡出張所